

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 30 年 11 月 8 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第 1800054 号

厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国) 第 1800011 号

第1 結論

請求期間のうち、昭和 60 年 7 月から同年 9 月までの請求期間及び昭和 63 年 9 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 34 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 60 年 7 月から同年 9 月まで

② 昭和 63 年 9 月

③ 昭和 63 年 11 月から平成 2 年 4 月まで

請求期間①については、A 市から B 市に転居後、同市の職員と思われる男性が、納付していなかった国民年金保険料の集金に自宅まで来て、2 万円ぐらい納付した記憶がある。請求期間②及び③については、いつからか定かではないが、国民年金保険料は口座振替で納付しており、当該期間も継続して納付していたと思っていたのだが、国民年金の記録では、保険料が未納とされている。請求期間①、②及び③について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、A 市から B 市に転居した後に、男性が自宅まで集金に来て、2 万円ぐらいの国民年金保険料を納付した記憶があると陳述している。

また、請求者は、戸籍の附票により、昭和 60 年 9 月 1 日に A 市から B 市に転居したことが確認でき、日本年金機構が保管している請求者に係る年度別納付状況リスト（昭和 58 年 11 月 9 日現在）により、請求期間①の直前の同年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料は、3 か月ごとの口座振替により納付済みであることが確認できるところ、A 市は、請求期間①当時、同年 7 月から同年 9 月までの保険料の口座振替予定日は同年 10 月 15 日であり、同年 9 月 1 日に転出した請求者の当該期間の保険料は、口座振替停止の手続が行われ、保険料を納付するための納付書の発行もしておらず、納付は B 市において行うことになると思われる旨回答及び陳述している。

一方、転入先である B 市は、請求期間①当時の転入者に係る国民年金の事務処理について確

認できないと回答しているが、請求者が所持する年金手帳において、B市への住所変更手続は転入後の昭和60年9月6日に遅滞なく行われていることが確認できる上、オンライン記録により、請求期間①直後の同年10月から第3号被保険者となる直前の昭和63年5月までの国民年金保険料は納付されていることが確認できる。

また、B市は、国民年金保険料の徴収のために職員が被保険者の自宅に行くことがあったと思われる旨回答していること、及び請求期間①に係る保険料額が2万220円であることは、請求者の陳述とおおむね一致している。

さらに、請求期間①は3か月と短期間であり、当該期間の国民年金保険料を納付できなかつた特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間①の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

2 請求期間②について、オンライン記録により、当該期間を含む昭和63年6月から同年9月までの国民年金保険料は、一旦納付されたものの、請求者の配偶者が同年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、請求者は第3号被保険者となったことから、同年11月11日付けの還付決議を経て平成元年1月20日付で還付されたことが確認できる。

その後、昭和63年6月から同年9月までの期間は第3号被保険者期間として管理されていたところ、当該期間のうち請求期間②については、オンライン記録により、請求者の配偶者が同年9月21日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることから、平成27年10月29日付けで特定(第3号不整合)期間として国民年金保険料の未納期間とされたことが確認できる。

しかしながら、日本年金機構C事務センターは、請求者の請求期間②に係る「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」は見当たらないと回答している上、オンライン記録により、請求者の配偶者に係る厚生年金保険被保険者資格喪失の事務処理は、請求者の請求期間②に係る国民年金保険料の還付決議前である昭和63年10月6日に行われていることが確認できることから、当該期間は本来国民年金第1号被保険者期間であり、当該期間の保険料を還付する合理的な理由は見当たらず、当時の保険料還付事務処理に誤りがあったことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

3 請求期間③について、請求者は、その配偶者が昭和63年6月1日に厚生年金保険に加入する前から引き続き当該期間においても口座振替で国民年金保険料を納付したと陳述している。

しかしながら、D県社会部国民年金課(当時)発行の国民年金保険料預金口座振替納付要綱には、第1号被保険者から第3号被保険者への種別変更の届出により口座振替による国民年金保険料納付の辞退の申出があったものとみなすこととされているところ、オンライン記録により、請求者が昭和63年6月1日に第1号被保険者から第3号被保険者に種別変更となる事務処理が行われたのは、同年10月27日であることが確認できることから、請求者に係る同年10月の保険料は口座振替が停止されずに振替が行われ、同年11月の保険料から口座振替が停止されたものと考えられる。

また、上記の口座振替納付要綱により口座振替辞退の申出があったものとみなされ、口座振替停止の手続が行われた後に口座振替による納付を再開するためには、再度国民年金保険料預金口座振替依頼書を提出する必要があるが、請求者には、請求期間③当時に改めて当該依頼書を提出した記憶はない上、国民年金保険料を納付書で納付したこと及び遡って請求期間③に係る保険料をまとめて納付したことないと陳述している。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（千葉）（受）第 1800061 号
厚生局事案番号 : 関東信越（千葉）（厚）第 1800026 号

第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名（続柄） : 男（夫）

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和3年生

住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和8年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年6月10日から昭和42年5月15日まで

私の妻（訂正請求記録の対象者）は、請求期間についても、A社に継続して勤務していたので、請求期間に係る厚生年金保険被保険者の記録がないことに納得できない。調査の上、請求期間について、厚生年金保険被保険者として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者名簿等」という。）によると、訂正請求記録の対象者は、昭和36年6月10日に同社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、請求期間直後の昭和42年5月15日に同社において、被保険者資格を再取得した際に、新たな厚生年金保険被保険者記号番号が払い出されていることが確認できることから、同社における訂正請求記録の対象者に係る被保険者資格は、請求期間において一度喪失していたものと考えるのが自然である上、請求期間において、当該被保険者名簿等に訂正請求記録の対象者の氏名ではなく、健康保険整理番号に欠番もないことが確認できる。

また、訂正請求記録の対象者の夫（請求者）のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、i) 昭和36年11月及び昭和38年3月に訂正請求記録の対象者に係る配偶者分娩費の支払処理が行われていること、ii) 訂正請求記録の対象者は、始期は不明であるが、昭和42年5月15日まで、請求者の健康保険の被扶養者となっていることが確認できることから、

訂正請求記録の対象者は、請求期間の大部分において、厚生年金保険被保険者の資格要件を満たしていなかったものと推認できる。

さらに、B社の担当者は、請求期間当時の賃金台帳等の関連資料を保存していない旨回答していることから、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、請求期間においてA社に係る厚生年金保険の被保険者記録を有する同僚 19名に照会したところ、回答・陳述を得られた 13名のうち、2名は、訂正請求記録の対象者を記憶しているものの、具体的な勤務期間については記憶していない旨回答・陳述している。

このほか、請求者は、訂正請求記録の対象者の請求期間の給与支払明細書等を所持しており、訂正請求記録の対象者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。